(仮称)流山市広告物条例(素案)に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

(仮称)流山市広告物条例(素案)についての意見等の募集

2 目的

本要領は、流山市広告物条例を制定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続きとして、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討し、意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表するものです。

3 背景及び趣旨

本市の広告物を表示若しくは掲出する物件の設置については、現在「千葉県屋外広告物条例」及び「流山市景観条例・流山市景観計画」に基づき、規制及び誘導を行っております。

「千葉県屋外広告物条例」は、千葉県全域(一部を除く)で一律の制限であるのに対して、「流山市景観条例・流山市景観計画」は、本市の個性豊かな景観形成を図るため、市独自の制限を規定したものです。

しかし、「千葉県屋外広告物条例」と「流山市景観条例・流山市景観計画」では、区域の分類や手続きが異なるといった不整合が生じております。

そこで、基準や手続きを一本化することにより、良質なまちを創出するとともに、良好な景観の形成に寄与することから、新たに「流山市広告物条例」を制定しようとするものです。

- 4 流山市広告物条例(素案)の内容 別紙のとおり。
- 5 意見等が提出できる者
- (1)市内に住所を有する者
- (2)市内に事務所又は事業所を有する者

- (3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4)市内に存する学校に在学する者
- (5)パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者
- 6 意見等募集期間

平成30年6月4日(月)から平成30年7月3日(火)まで 郵送の場合は、平成30年7月3日(火)必着

- 7 公表の方法等
- (1)閲覧場所
 - ア 市役所第2庁舎2階都市計画課
 - イ 市役所第1庁舎2階情報公開コーナー
 - ウ市内各出張所、各公民館及び各図書館
 - エ 生涯学習センター
- (2)流山市ホームページ
- 8 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式(市ホームページからダウンロードできます。)に住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、FAX、電子メールによる提出、または担当課へ直接持参ください。

- 9 その他
- (1)ご提出いただいた意見等は、全ての意見等を整理した上で、意見等に対する流山市の考え方とともに、公表いたします。なお、ご提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。
- (2)パブリックコメントに対して寄せられた意見等は、住所・氏名を 除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定され る内容は意見本文中に記載しないで下さい。
- (3)電話・口頭での意見等は、パブリックコメントとして取扱いできません。
- 10 問い合わせ及び提出先

〒 2 7 0 - 0 1 9 2 流山市平和台 1 - 1 - 1

流山市都市計画部都市計画課(市役所第2庁舎2階)

TEL 0 4 - 7 1 5 0 - 6 0 8 7

FAX 0 4 - 7 1 5 9 - 0 9 5 4

電子メール toshikei@city.nagareyama.chiba.jp